別紙

諮問第１７９８号

答　　申

１　審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

２　審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第５号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日〇時から〇時頃までの間で、〇〇大学〇〇キャンパス内に警察官が来たことに関する110番処理簿」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監が令和６年７月31日付けで行った別表に掲げる本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

３　審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当である。

４　審査会の判断

（１）審議の経過

本件審査請求は、令和６年12月４日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和８年７月23日に実施機関から理由説明書を収受し、同月29日（第242回第三部会）及び同年９月18日（第243回第三部会）の２回、審議を行った。

（２）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア　110番処理簿について

実施機関によると、110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が、事案を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）に指令した通報内容や、管轄署の警察職員が通報先に臨場して取り扱った事件事故等の処理結果を記録するために作成されるものであるとのことである。

同処理簿は、「入電日時」、「整理番号」、「入電事案名」、「処理結果」、「処理事案名」、「通報場所」、「発生場所」、「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」、「聴取電話番号」、「緊配種別」、「通本指令担当者」、「110番受理担当者」、「処理者」、「処理結果報告者」、【事件内容及び犯人人相等】【訴出人等】及び【処理てん末状況】等の欄から構成されている。

これらの欄のうち、「入電事案名」欄には110番通報を受理した警察職員が評価又は判断した事案名が、「処理事案名」欄には通報を取り扱い処理した結果から警察職員が評価又は判断した事案名が、「通報場所」欄には通報者が通報した場所が、【事件内容及び犯人人相等】【訴出人等】欄には通報者の氏名や事件の内容等の通報内容が、「通報者」欄には目撃者、当事者等といった通報者の種別が、「通報局」欄には通報に用いられた基地局名が、「通知電話番号」欄には通報に用いられた電話番号が、「聴取電話番号」欄には通報時に聴取した電話番号が、「緊配種別」欄には通報内容から判断され、必要に応じて実施された緊急配備の種別が、【処理てん末状況】欄には事案の概要や処理てん末のほか、関係者等の氏名、住所などの人定情報等が、それぞれ記載されるとのことである。

イ　本件不開示情報の不開示妥当性について

（ア）本件不開示情報１について

別表に掲げる本件不開示情報１は、警察職員の氏名であり、これらは特定の個人を識別することができるものであることから、条例７条２号本文に該当する。

実施機関では、管理職にある警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の非管理職にある警察職員の氏名については慣行として公にしておらず、本件不開示情報１は、いずれも管理職でない警察職員の氏名であるとのことであるから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件不開示情報１は、条例７条２号に該当し、同条４号の該当性

について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

（イ）本件不開示情報２について

本件不開示情報２について実施機関は、警察職員の事案処理に係る評価又は判断に関する情報であって、これらを開示することにより、今後の110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例７条６号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報２は「処理結果」欄及び「処理てん末状況」欄の記入箇所中「状況：」に続く箇所及び「措置：」に続く箇所に記載された事案処理に関する情報であり、110番通報の現場に臨場した警察職員が、通報現場の状況等から事案を総合的に評価、判断した経過及び結果がそれぞれ記載されており、これらの情報を開示することとなると、事案を処理する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、正確な事実の報告を躊躇するなどし、110番処理事務に必要な情報が得られなくなるなど、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報２は、条例７条６号に該当し、不開示が妥当である。

（ウ）本件不開示情報３について

ａ　実施機関の説明要旨

本件不開示情報３について実施機関は、110番通報者及びその関係者に関する情報であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもののほか、他の情報と照合することにより通報者や関係者など特定の個人を識別できるもの（以下「個人識別情報」という。）又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例７条２号本文に該当する旨説明する。また、事案処理に係る評価、判断に関する情報であり、110番通報は、通報者、目撃者及びその他の関係者の秘密を守るという信頼関係に基づいているところ、これらの情報を開示することとなると、通報者等との信頼関係が崩れ、今後、110番通報を躊躇するなど通報者等からの協力が得られにくくなり、110番処理事務の適正かつ円滑

な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例７条６号にも該当する旨説明する。

b　「入電事案名」欄、「処理事案名」欄、「緊配種別」欄について

審査会が見分したところ、本件不開示情報３のうち「入電事案名」欄の記入箇所には、110番通報を受理した警察職員が入電時における110番通報の内容等から総合的に評価、判断した結果に基づく事案名が記載され、「処理事案名」欄の記入箇所には、管轄警察署の警察職員が、事案の処理結果から総合的に評価、判断した事案名が記載されている。また「緊配種別」欄の記入箇所には、110番通報を受理した警察職員や管轄警察署の警察職員が、110番通報の内容等及び事案の処理に当たった警察職員の報告等から総合的に評価、判断した結果に基づく緊急配備情報が記載される。

これらの情報は、事案処理に当たった警察職員の評価、判断に関する情報であって、開示することとなると、事案を処理する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、正確な事実の報告を躊躇するなどし、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件不開示情報３のうち「入電事案名」欄、「処理事案名」欄及び「緊配種別」欄に係る情報は、条例７条６号に該当し、同条２号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

c　その他の欄について

本件不開示情報３のうち「通報場所」欄、【事件内容及び犯人人相等】【訴出人】欄、「通報者」欄、「通報局」欄、「通知電話番号」欄、「聴取電話番号」欄、【処理てん末状況】欄（以下「「通報場所」欄等」という。）の記入箇所に係る各情報は、本事案の通報者等に係る個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの及び本事案の当事者、関係者及び現場周辺にいて状況を一部見聞きした者等がこれらの情報に接すれば、他の情報と照合することにより、通報者等を識別することが可能になり得るものであると認められ、いずれも個人識別情報に該当するため、条例７条２号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

さらに、110番処理事務は、事件、事故等通常他人に知られることはないと考えられる機微な情報を取り扱うことから、通報者等の秘密を守るという信頼関

係に基づいて実施されるものであり、これらの情報が公にされれば、実施機関と通報者等との信頼関係が損なわれ、今後の協力が得られにくくなり、110番処理事務の適正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例７条６号に該当する。

以上のことから、本件不開示情報３のうち「通報場所」欄等に係る情報は、条例７条２号及び同条６号に該当し、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

髙世　三郎、北原　一夫、樋渡　利美、峰　ひろみ

別表　本件一部開示決定

本件対象公文書 110番処理簿（〇〇警察署、令和〇年、整理番号：〇月〇日　本部〇〇）		
本件不開示情報	不開示部分	不開示根拠
1	「通本指令担当者」欄、「110番受理担当者」欄、「処理者」欄の「氏名」欄（３箇所)、「処理結果報告者」欄に記載されている警察職員の氏名	条例７条２号 条例７条４号
2	・「処理結果」欄の記入箇所 ・【処理てん末状況】欄の記入箇所中「状況：」に続く箇所及び「措置：」に続く箇所のうち事案処理に関する情報が記載された部分	条例７条６号
3	上記以外の不開示とした部分（下記のとおり） ・「入電事案名」欄の記入箇所 ・「処理事案名」欄の記入箇所 ・「通報場所」欄の記入箇所 ・【事件内容及び犯人人相等】【訴出人等】欄の記入箇所 ・「通報者」欄の記入箇所 ・「通報局」欄の記入箇所 ・「通知電話番号」欄の記入箇所 ・「聴取電話番号」欄の記入箇所 ・「緊配種別」欄の記入箇所 ・【処理てん末状況】欄の記入箇所のうち「通報：」に続く、通報者の人定事項が記載された部分	条例７条２号 条例７条６号